

# コンプライアンス教育および啓発活動実施計画

2024年4月1日  
統括管理責任者決定

桃山学院大学では、「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程」第15条第3項に定めるコンプライアンス教育および啓発活動の具体的な計画(以下、「実施計画」という。)を「桃山学院大学における競争的研究費等の管理のためのコンプライアンス教育・啓発活動に関する要綱」に基づき、以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育および啓発活動を実施するものとする。

なお、実施計画の取り組みを進めるなかで効果的で実効性を高める内容となるよう、必要に応じて実施計画の見直しを行うものとする。

## 実施体制

- (1) 統括管理責任者(学院事務局長) コンプライアンス教育および啓発活動実施計画の策定
- (2) コンプライアンス推進責任者(大学統括部長) コンプライアンス教育および啓発活動実施責任者
- (3) 防止計画推進部署(学術支援課研究支援室) コンプライアンス教育および啓発活動の企画・立案

## 実施計画

- (1) コンプライアンス教育(本学における不正対策の方針、ルールを理解)

|            |  |
|------------|--|
| 対象         | 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員※1  |
| 目的         | 自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること   |
| 実施内容<br>方法 | 競争的研究費等を受ける教員(要綱第5条第1号)<br>①文部科学省作成の「【動画】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)」を視聴(理解)する。<br>②補助教材として、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等の理解のため、「科研費執行ガイドブック」の「I 研究費の不正防止に向けた取り組みについて」および「科研費補助金(補助金・助成金)の執行について」を確認する。<br>③「理解度チェック」を行い、誓約書を提出する。   |
|            | 競争的研究費等の運営・管理に関わる職員(要綱第5条第2号)※2<br>その他、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員(要綱第5条第5号)※2<br>①文部科学省作成の「【動画】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(管理者向け)」を視聴(理解)する。<br>②補助教材として、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等の理解のため、「科研費執行ガイドブック」の「I 研究費の不正防止に向けた取り組みについて」および「科研費補助金(補助金・助成金)の執行について」を確認する。<br>③「理解度チェック」を行い、誓約書を提出する。 |

|    |  |
|----|--|
|    | 競争的研究費等で雇用されている学生等(要綱第 5 条第 3 号)<br>①コンプライアンス副責任者の面談およびコンプライアンス教育(研究不正防止リーフレットの配布)を受講<br>②「理解度チェック」を行い、誓約書を提出する。 |
|    | 競争的研究費等により謝金及び旅費等の支給を受ける学生等(要綱第 5 条第 4 号)<br>①コンプライアンス教育(研究不正防止リーフレットの配布)を受講<br>②「理解度チェック」を行い、誓約書を提出する。          |
| 頻度 | 毎年 1 回   |

※1 桃山学院大学における競争的研究費等の管理のためのコンプライアンス教育・啓発活動に関する要綱

(構成員の範囲)

第 5 条 構成員の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

1. 競争的研究費等を受ける教員
2. 競争的研究費等の運営・管理に関わる職員
3. 競争的研究費等で雇用されている学生等
4. 競争的研究費等により謝金及び旅費等の支給を受ける学生等
5. その他、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員

※2 受講対象者(科研費等の稟議決裁および支出申請に関わる書類の決裁に関与する教職員)

1. 競争的研究費等の運営・管理に関わる職員(要綱第 5 条第 2 号)  
局長、大学統括部長、大学学生・学術担当部長、大学企画担当部長  
共通教育機構事務課長、BDL オフィス、学術支援課研究支援室
2. その他、競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員(要綱第 5 条第 5 号)  
学長、副学長(研究担当)、学部長、共通教育機構長、各センター長

## (2)啓発活動

|            |   |
|------------|---|
| 対象         | 全ての構成員  |
| 目的         | 不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること   |
| 実施内容<br>方法 | ①コンプライアンス教育の内容を踏まえ、これと併用・補完することにより、不正防止対策の取組について実効性を高める内容を設定<br>②既存の会議等を活用するほか、メール、ポスターの掲示等による啓発活動の実施 |
| 頻度         | 少なくとも四半期に 1 回程度   |